

基本的な考え方と 実施計画まとまる

校区の変更や統合を実施 よりよい学びの環境づくりを進めます

市教育委員会は、昨年3月に吹田市立学校適正規模検討会議から提出された意見書を踏まえて、学校規模の適正化について検討してきました。3月4日、「吹田市立小・中学校の適正規模についての基本的な考え方」と、「吹田市立小・中学校の規模適正化第1期実施計画」をまとめました。主な内容を紹介します。市のホームページでは、全文を紹介しています。

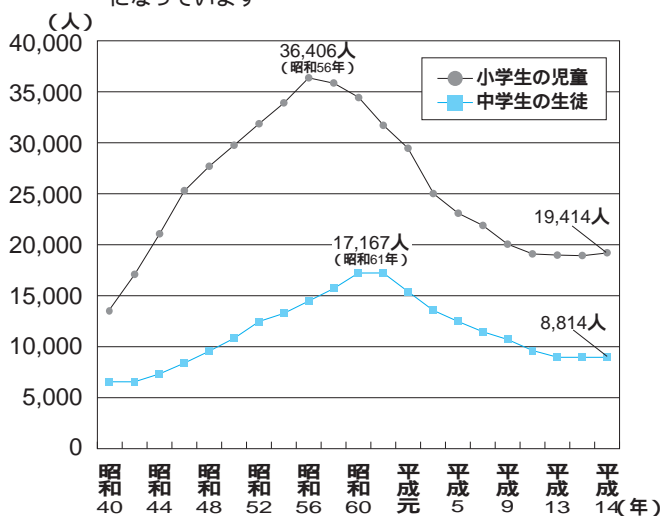
今後、市教育委員会は、基本的な考え方と実施計画に基づき、適正化事業の対象になる地域の保護者や住民への説明を行い、適正化を進めます。 問い合わせ/教育企画室。



だれもがよい環境で学べる学校づくりを進めます

市立小中学校児童・生徒数の推移

小学校の児童数、中学校の生徒数ともピークの約半分になっています



市立小・中学校の適正規模についての基本的な考え方

学校適正規模の 考え方について

適正規模および許容範囲の考え方 (学級数は養護学級を含みません)

小学校	適正規模	12学級～24学級
	許容範囲	7学級～11学級の学校で、特筆すべき教育が期待できる場合
中学校	適正規模	12学級～18学級
	許容範囲	・11学級以下の学校で、特筆すべき教育が期待できる場合 ・19学級～21学級

市教育委員会は、「適正規模および許容範囲の考え方」に基づいて児童・生徒にとつてよりよい教育環境を整備することが最も重要であるという基本的な考え方のもと、将来の児童・生徒数を考慮し、長期的な視点に立つて、可能な限り適正規模の実現をめざします。そのとき通学距離や通学時間、通学路の安全確保などに配慮するとともに、学校や地域の歴史、

地域住民の学校に対する思い、校区と地域の組織との関係なども考え、保護者や地域の理解と協力を得て適正化が実施できるよう努めます。

大規模校は校区調整、小規模校は学校統合と校区調整を基本に

適正化の方策については、大規模校は校区の調整、小規模校は学校の統合と校区の調整を基本にして、それぞれの学校や地域ごとに最も有効な方策を検討します。中学校の規模の適正化については、小学校と中学校の校区の関係にも配慮し、小学校の適正化を図ることで達成をめざします。校区調整を実施するときには、周辺にある学校の規模にも影響が及ぶことは避けられないため、周辺の学校の校区調整が必要になる場合も考えられます。周辺の学校も含めてできるだけバランスのとれた学校規模になるよう取り組みます。

適正化方策を行うことにより、ど